

冬に向けて呼吸器病と下痢症を予防しましょう！

予防の基本は



飼養衛生管理の徹底とワクチン接種



<ワクチン接種>

飛騨家畜保健衛生所管内では、秋に呼吸器疾患予防のため、一斉に6種混合ワクチン接種が実施されています。このワクチンは、以下の6種類のウイルス感染を予防します。これらのウイルスは、病牛との接触、くしゃみ、鼻水および下痢便等の排泄物を介して直接あるいは間接的に拡がります。

1 牛伝染性鼻気管炎 (IBR)

家畜伝染病予防法で届出伝染病に規定されている急性熱性呼吸器伝染病で、一般的な呼吸器症状の他、膣炎、流産、髄膜脳炎、下痢などの多様な症状を起こします。



2 牛ウイルス性下痢・粘膜病 (BVD-MD) : 2種類

家畜伝染病予防法で届出伝染病に規定されており、発熱・下痢あるいは消化器粘膜のびらんを起こします。また、妊娠牛に感染すると経胎盤感染が高頻度に関わり、感染時の胎齢により胎子死、流産、死産、奇形また免疫寛容に基づく持続感染牛での粘膜病発生がみられます。本ウイルスには血清型が2種類あります。



3 牛RSウイルス病 (RS)

牛の急性熱性伝染病で呼吸器症状を起こします。重症牛では、首、胸や背中 of 皮下に空気がたまり、ぷちぷち音(捻髪音)のする「皮下気腫」がみられます。



4 牛パラインフルエンザ (PI3)

一過性の発熱を起こす病気で輸送後や集団放牧の際に多発します。他の呼吸器ウイルスや細菌との混合感染によって症状が悪化します。



5 牛アデノウイルス病 (AD7)

牛に呼吸器症状や軽度～重度の下痢などを単独あるいは合併して起こします。経過が長いと発育遅延や死亡することもまれにあります。

<飼養衛生管理>

家畜伝染病予防法施行規則第21条において飼養衛生管理基準(家畜を飼養する際、最低限実施すべきこと)が規定されています。

- ・畜舎や器具の清掃、消毒
- ・飼料や水への排泄物等の混入防止
- ・人や車両の出入制限・消毒
- ・出荷の際の家畜の健康診断
- ・過密状態での家畜の飼養回避
- ・畜舎に出入りする際の手指、作業衣等の消毒
- ・導入家畜の隔離
- ・野生動物や害虫の侵入防止
- ・異常家畜の早期発見・早期受診
- ・伝染病に関する知識の習得

疾病予防にワクチン接種は有効ですが、飼養衛生管理を徹底しないと効果が上がりません。

できることから実行し、継続することが大切です。

子牛の下痢対策

～ 母子免疫を活用した下痢対策について ～

子牛をすくすく育てるために、下痢の予防は大切です！
牛下痢5種混合不活化ワクチンによる母子免疫を活用した下痢対策をご紹介します。

〈まずは母子免疫について！〉

出生直後の新生子牛は病気に対する抵抗力は**ほぼゼロ**です。このような新生子牛に対してなるべく早期に抵抗力を付けさせるために、早期（分娩後6時間以内に！！）の初乳給与が重要です。初乳により新生子牛に抵抗力を付けることを母子免疫と言います。

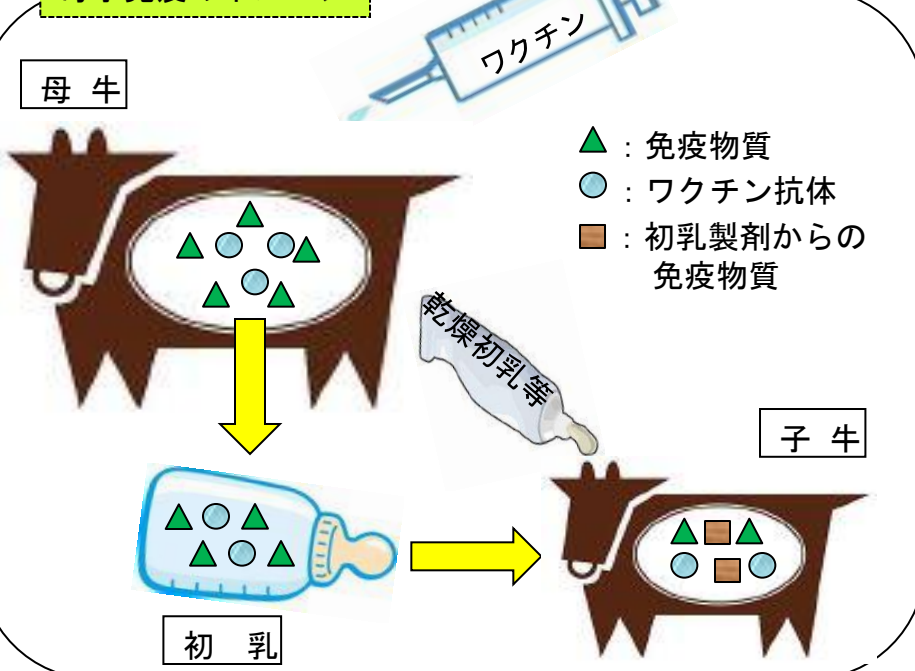
※ 初乳とは、分娩後一定の期間分泌され、子牛に抵抗力を付ける物質をたくさん含んだお乳のことを言います。

〈母子免疫を活用した下痢対策って？〉

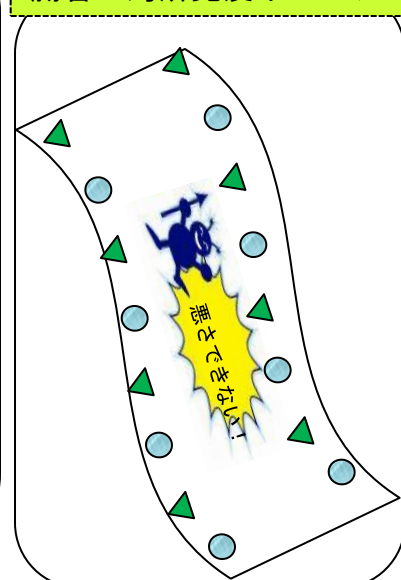
初乳には病気に抵抗する有効成分がたくさん含まれています。その有効成分の量は母牛の持っている抵抗力に左右されます。そこで分娩前の母牛にワクチン接種し抵抗力を付けることで初乳の有効成分が増え、生後に起こる下痢等の症状を軽減することができます。また、早期の初乳給与に併せて市販の乾燥初乳等を給与すると有効です。また、下痢を起こす微生物に対しては腸管局所での抵抗力も重要です。これを局所免疫と言います。自然哺育の場合には、免疫された母牛の乳汁を飲むことである程度の期間は下痢を予防することができます。



母子免疫のイメージ



腸管の局所免疫イメージ



～ 牛下痢5種混合不活化ワクチンについて ～

1 牛ロタウイルス病；3種類

幼齢期の急性下痢で黄色水様性下痢便を排泄します。発生は生後3～4日からみられ、1～2週齢の子牛に多く、冬季に多発します。若齢牛ほど発病率が高く症状も重篤です。このウイルスには、たくさんの種類があり、本ワクチンには全国で多発している3種類のウイルスが入っており、ほぼ95%の感染を防ぎます。

2 牛コロナウイルス病

年齢を問わず発生する突発性水様性下痢で子牛では白痢、成牛では淡褐色、ときに粘血便を排泄します。乳牛では重度の泌乳量低下または泌乳停止を起こします。伝染性が強く、冬季に多発し、日中と夜間の温度差が激しい時期に発生する傾向があります。

3 牛の大腸菌症

病原性大腸菌の腸管感染によって起こる子牛の下痢で、数日齢以内の新生子牛に好発し、遅くとも1～2週齢までの子牛に発生します。激しい下痢（酸臭を放つ黄色または灰白色の水様性下痢便）を呈して死亡や発育障害の原因となります。

分娩前に母牛にワクチン接種することで、母子免疫によりこれらが原因で起こる下痢の軽減を図ります。下痢の原因となる微生物は、主に発病した牛の糞便が口に入ることによって感染します。他の微生物と混合感染することで症状と予後が悪化します。母子免疫を活用した子牛の下痢対策に併せて分娩時の衛生管理も重要です。

分娩後にはコクシジウム予防も子牛の下痢症対策に重要です

～ 分娩時の衛生管理 ～

- ・分娩房は清潔に保ち、敷料を多めに入れる（下はおが粉、その上にワラやストロー）。自然哺育の場合には、房を棒等で仕切り、子牛の居住専用区域を確保する。
- ・保温と換気が大切。特に冬場はすきま風対策が重要です。
- ・分娩房は、**除糞－水洗－乾燥－消毒－乾燥**を実施してから、次の分娩予定牛を入れる。

消毒は石灰乳の利用が効果的です。

飛騨家畜保健衛生所

TEL(0577)33-1111 FAX 32-9019 E-mail:c24508@pref.gifu.lg.jp

ご不明な点は、市町村担当者、獣医師もしくは家畜保健衛生所までご相談ください。

飼養衛生管理基準 チェックシート
(牛・水牛・鹿・めん羊・山羊用)

| | | |
|--|----------|-----------|
| <p>1. 家畜防疫に関する最新情報の把握</p> <p>自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。</p> | <p>☐</p> | <p>レ欄</p> |
| <p>2. 衛生管理区域の設定</p> <p>衛生管理区域を設定し衛生管理区域以外の境界が分かるようになっていいる。</p> | <p>☐</p> | <p>レ欄</p> |
| <p>3. 衛生管理区域への病原体の持込み防止</p> <p>(1) 衛生管理区域の出入口に立て看板などを設置し、部外者の立ち入りを制限している。</p> <p>(2) 衛生管理区域に入る車両の消毒を行っている。</p> <p>(3) 衛生管理区域及び畜舎に立ち入る者に手指及び靴の消毒（手指については洗浄又は消毒）を行わせている。</p> <p>(4) 同日に畜産関係施設に立ち入った者及び過去1週間以内に海外から入国した者は、衛生管理区域に立ち入らせないようになっている。 ※家畜防疫員、獣医師、飼料運搬業者等の畜産関係者は除く。</p> <p>(5) 他の畜産関係施設で使用した物品等で飼養する家畜に直接接触する物を衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。</p> <p>(6) 過去4か月以内に海外で使用した衣服や靴は衛生管理区域に持ち込まないようになっている。</p> | <p>☐</p> | <p>レ欄</p> |
| <p>4. 野生動物等からの病原体の感染防止</p> <p>(1) 給餌設備や給水設備に野生動物等の排せつ物が混入しないようにしている。</p> <p>(2) 飲用に適した水を給与している。</p> | <p>☐</p> | <p>レ欄</p> |
| <p>5. 衛生管理区域の衛生状態の確保</p> <p>(1) 衛生管理区域内の施設及び器具を定期的に清掃するとともに、家畜の体液（生乳を除く。）が付着した物品を使用する際には、1頭ごとに交換又は消毒をしている。</p> <p>(2) 空になった畜房やハッチの清掃及び消毒をしている。</p> <p>(3) 過密な状態で家畜を飼養していない。</p> | <p>☐</p> | <p>レ欄</p> |

| | | |
|--|----------|-----------|
| <p>6. 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処</p> <p>(1) 特定症状を確認した場合には、直ちに家保へ通報することとしていいる。また、その際には家畜はもとより畜産物や排泄物の移動は行わないこととしていいる。</p> <p>(2) 特定症状以外の異状を確認した場合には、直ちに獣医師の診療を受けることとしていいる。また、監視伝染病であることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこととしていいる。</p> <p>(3) 毎日、健康観察をしていいる。</p> <p>(4) 家畜を導入するときは、健康な家畜を導入していいる。また、一定期間、導入家畜と他の家畜を接触させないようにしていいる。</p> <p>(5) 家畜を出荷するときは、家畜に付着した排せつ物等の汚れを取り除き、健康状態を確認していいる。</p> | <p>☐</p> | <p>レ欄</p> |
| <p>7. 埋却の準備</p> <p>埋却のための土地の確保（成牛1頭当たり概ね5㎡）、焼却又は化製のための準備をしていいる。</p> | <p>☐</p> | <p>レ欄</p> |
| <p>8. 感染ルートの早期特定のための記録の作成及び保管</p> <p>衛生管理区域に立ち入った者、家畜の導入・出荷、健康観察等に関する記録を作成し保存していいる。</p> | <p>☐</p> | <p>レ欄</p> |
| <p>9. 大規模農場に関する追加措置</p> <p>(1) 担当の獣医師又は診療施設を定めていいる。</p> <p>(2) 特定症状を確認した場合は家保への通報ルールを定め、従業員に周知していいる。</p> | <p>☐</p> | <p>レ欄</p> |